

京阪奈広域捜査隊の編成に関する協定等について（例規）

最終改正 平成18. 12. 25 例規務第45号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

この通達は、隣接府県との境界周辺の特定地域における特定犯罪に係る事案について、広域初動捜査等を共同して行う京都府警察、大阪府警察及び奈良県警察の広域捜査隊の編成等に関して必要な事項を定めたもので、平成6年9月28日から実施しています。